

京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正並びに京都府地球温暖化対策推進計画の見直し及び京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの策定について

2025年7月29日（火）
京都府総合政策環境部
脱炭素社会推進課

目次

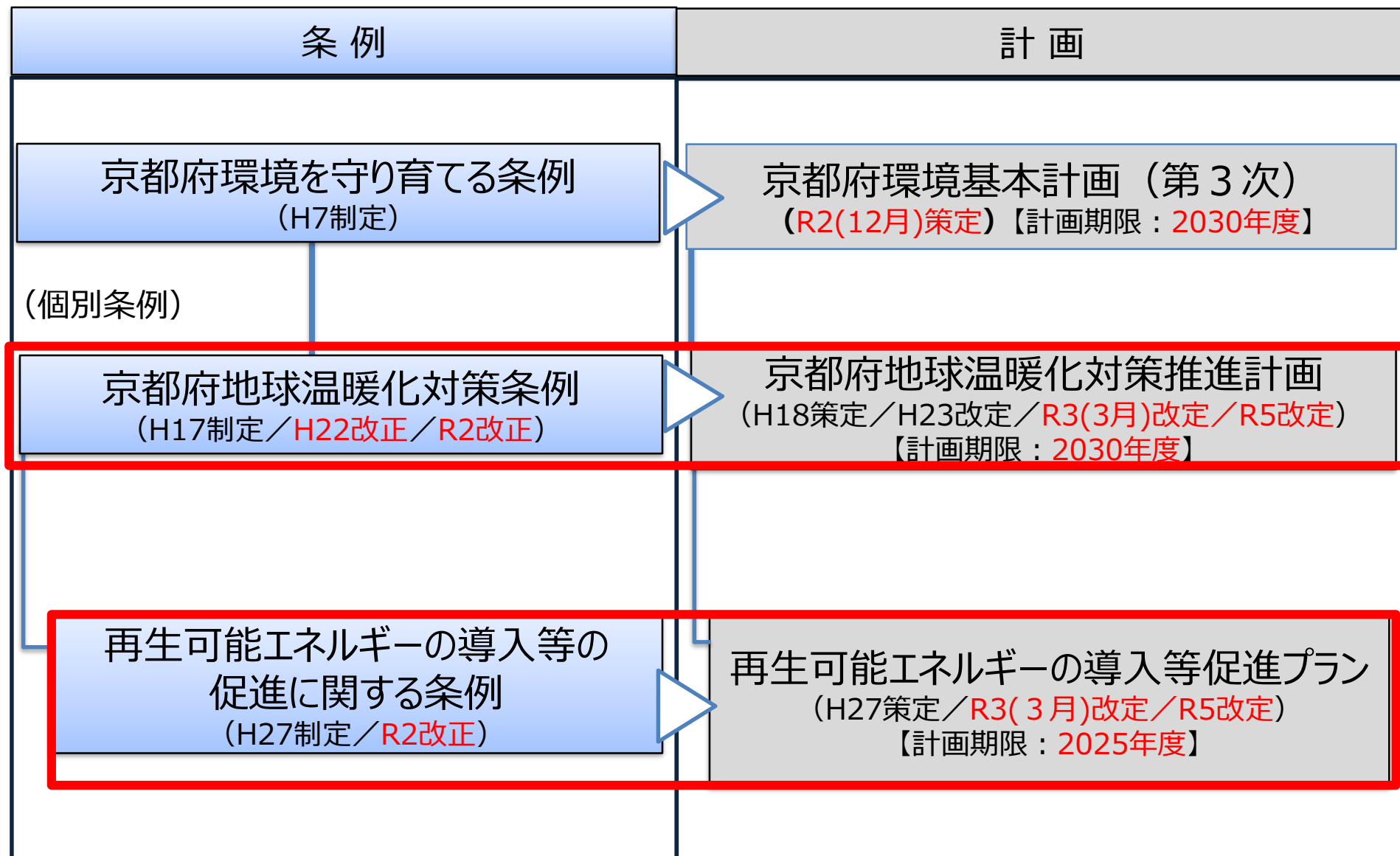
- | | | |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 条例・計画の見直しスケジュール | p 3～ |
| 2 | 前回の部会での御意見等 | p 7～ |
| 3 | 条例骨子（案） | （別資料） |
| 4 | 温対計画概要（案） | （別資料） |
| 5 | 再エネプラン概要（案） 報告 | （別資料） |
-

1 条例・計画の見直しスケジュール

今後のスケジュール（案）

時期	概要
① R6. 11.25	◆ 諮問（温対計画・再エネ条例） ◆ 温対条例・計画の概要と施策の実施状況報告 ◆ 計画の見直しについて（説明）
② R7. 2.25	◆ 諮問（温対条例） ◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し
③ R7. 3.24	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例・計画の見直し ・ 再エネ条例の見直し
④ R7. 4.30	◆ 条例・計画見直しについて ・ 適応策／横断的取組 ・ 再エネプラン検討状況（報告）
⑤ R7. 5.13	◆ 条例・計画見直しについて ・ 温対条例概要案 ・ 再エネ条例概要案 ・ 温対計画概要（素案）
6月議会 条例概要報告	
⑥ R7. 7.8	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例（案） ・ 温対計画・再エネプラン（案）

時期	概要
本日 ⑦ R7. 7.29	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例 骨子案 ・ 温対計画・再エネプラン 概要案
⑧ R7.8	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対計画・再エネプラン
9月議会 温対条例・再エネ条例 骨子案報告 温対計画・再エネプラン 概要案報告	
温対条例・再エネ条例 パブリックコメントの実施	
⑨ R7.10	◆ 条例・計画の見直しについて ・ 温対条例・再エネ条例 → 答申 ・ 温対計画・再エネプラン 中間案
12月議会 温対条例・再エネ条例 最終案議決 温対計画・再エネプラン 中間案報告	
温対計画・再エネプラン パブリックコメントの実施	
⑩ R8.1	◆ 計画の見直しについて ・ 温対計画 最終案 → 答申 ・ 再エネプラン 最終案（報告）
2月議会 温対計画 最終案議決 再エネプラン 最終案報告	



前回（7.8）までのご意見を踏まえ、各項目について議論

➡条例骨子（案）及び温対計画概要（案）を提示



① 条例骨子（案）

温対条例：2035年度、2040年度の目標数値の追加等及び条項の追加

再エネ条例：時限付き規定の延長

② 温対計画概要（案）

温対計画の概要（案）

③ 再エネプラン概要（案） 報告

再エネプランの概要（案）



これらについて、広く御意見をいただきたい

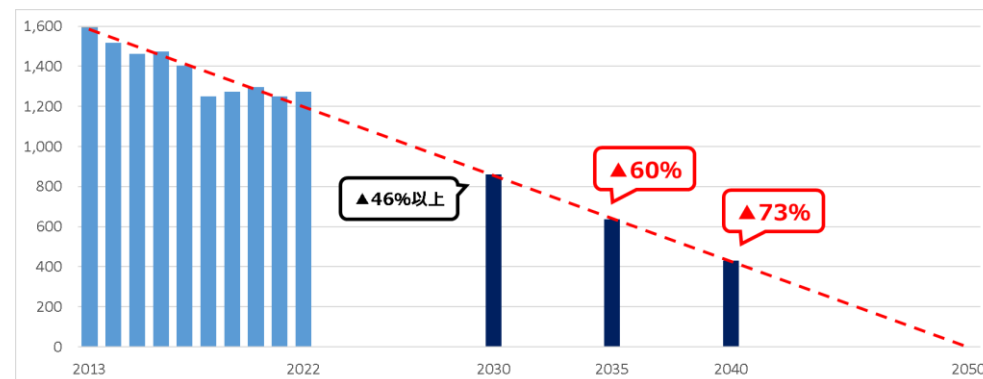
2 前回の部会での御意見等

主な御意見	対応
家庭部門の対策 日常生活におけるエネルギー使用量把握の努力義務の追加により、どのように温室効果ガス排出量削減につなげていくのか	⇒ エネルギー使用量把握をきっかけとして、府民に気候変動や環境問題に関心を持っていただき、行動を後押しする府の施策等も実施しながら、温室効果ガス排出量の削減に資する行動変容を促す
産業・業務部門の対策 家庭部門と同様にエネルギー使用量が増加している業務部門においても、何らかの対策は必要ではないか	⇒ 事業者に対しては、産業・業務部門ともに、特定事業者における温室効果ガス排出量の把握の義務付けをはじめ、引く続き様々な施策を実施
横断的取組の対策 中間支援組織を強化することでどういった具体的な施策を実施するのか。ワンストップ相談窓口の設置など、その役割を具体化いただきたい	⇒ 具体的な施策・取組を記載

【削減目標】（2013年度比）

現行の京都府地球温暖化対策推進計画に合わせ、**2030年度46%以上**にするとともに、新たに**2035年度、2040年度の目標数値を定める**

	現行	改正案
2030年度	40%以上	<u>46%以上</u>
2035年度	—	<u>60%</u>
2040年度	—	<u>73%</u>



【追加項目】

府民の意識醸成には、環境問題を自分事として捉えていただく取組や具体的な行動をはじめめるきっかけとなる取組が必要なところ、これまでの施策や取組に加えて、ほとんどの府民が利用する電気やガスなどのエネルギー使用量の把握が効果的。

- これまでの取組に加えて、**より多くの府民に脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなるエネルギー使用量の把握に係る努力義務を新たに規定**するとともに
- 合わせて、上記把握に資する、**府による啓発、情報の提供及びその他の施策の推進について規定**

→関心を持つことによって、脱炭素意識の向上や行動変容を促し、そうした一人ひとりの意識の向上等が多くの府民に波及し大きなうねりとなることで、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた社会の変革・機運醸成に繋げていく

京都府として2050年カーボンニュートラルの達成を目指しており、家庭部門においても

- ・ **省エネ推進**

例) 高効率家電の導入、断熱改修（窓など）、ZEH住宅の購入・建築

- ・ **再エネ導入**

例) 太陽光発電設備・蓄電池の導入、再エネ100%電気の購入

の取組を一層推進していく。

そのためにも、府の取組だけでなく、府民自らも、エネルギー使用量の把握をきっかけとして、省エネや再エネの重要性・有効性を理解いただき（意識向上）、脱炭素行動の実施（行動変容＝省エネ推進・再エネ導入）につなげていくことがねらい。

京都府は、**省エネ推進や再エネ導入等に繋がる取組を一層推進**するとともに、**気候変動問題の重要性や脱炭素行動による経済的メリット、快適性等を発信**し、府民一人ひとりの脱炭素意識の向上や行動変容を促す。

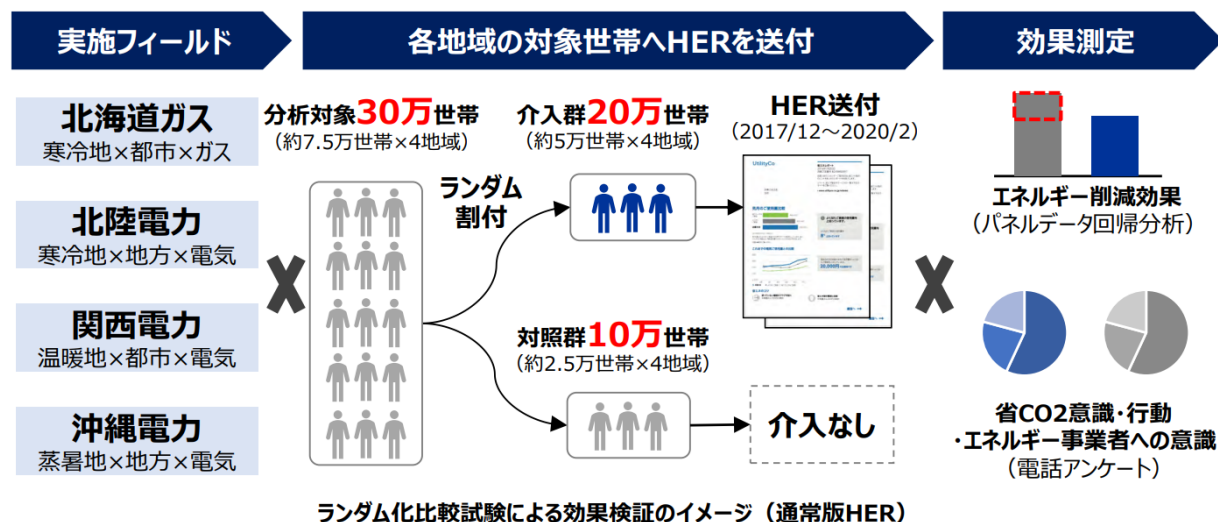
○ホームエネルギーレポート（HER）による省エネ効果の実証※

※環境省委託事業

「平成29～31年度 低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業（生活者・事業者・地域社会の「三方良し」を実現する日本版ナッジモデルの構築）」

➤ 概要

エネルギー事業者の協力の下、当該事業者の供給エリア内の約30万世帯を対象に、行動科学の知見に基づく省エネアドバイス等を記載したレポート（ホームエネルギーレポート）を送付し、その後の電気やガスの使用量にどのような効果が表れるかを実証



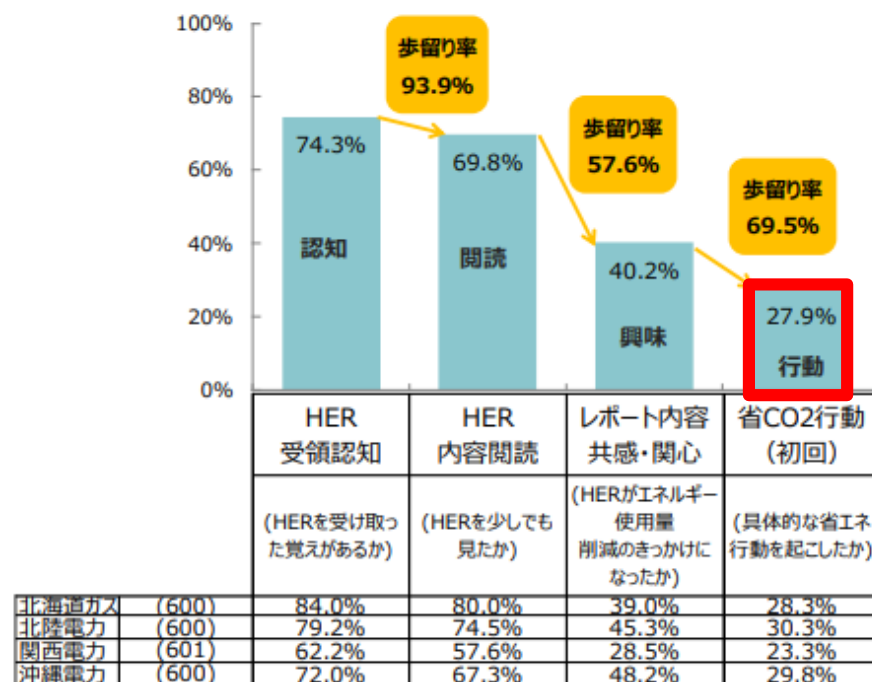
➤ 結果

- 北海道から沖縄まで、いずれの地域でも平均2%の省エネ効果を確認
- レポート送付世帯の約3割が省エネ行動を実施

ホームエネルギーレポートによる行動・意識の変化 レポートの認知・閲読・興味・行動

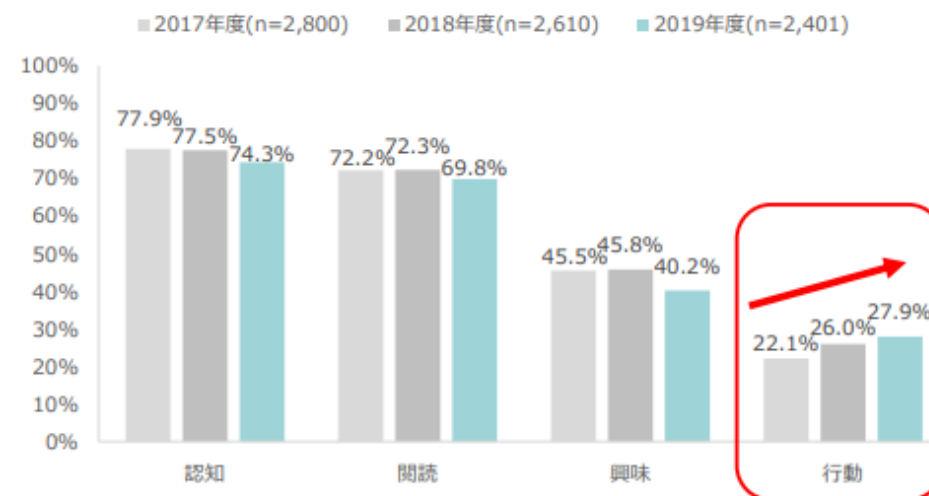


- 認知が7割強→9割が閲読→6割が共感・関心→7割が行動を起こしている。
- 実証が進むにつれて、具体的な省エネ行動の実施率が上昇し、2019年度は約3割が行動を実施。



HER送付世帯の意識行動変容

図表：意識行動変容（2019年度）
(n=2,401)

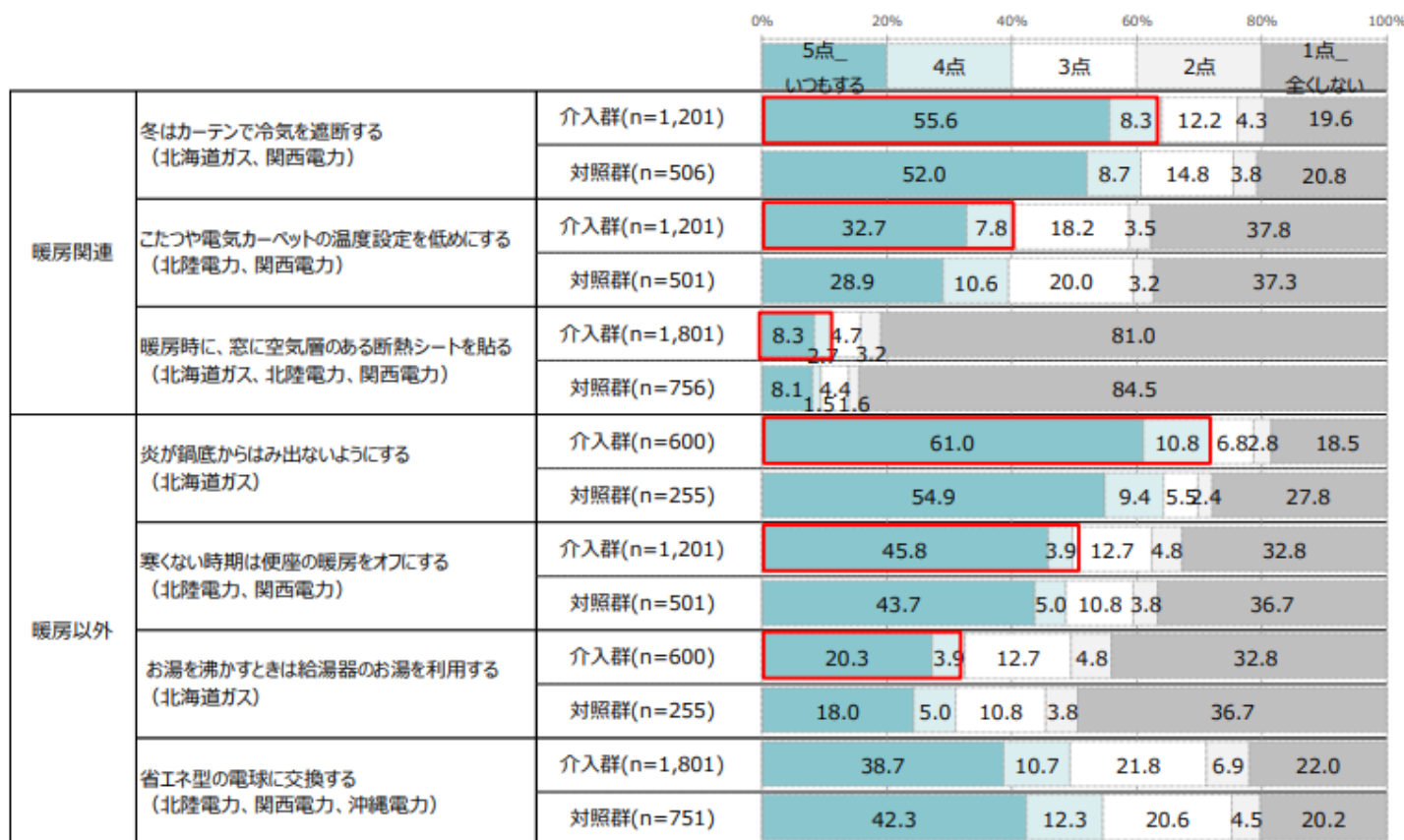


図：意識行動変容（3年分）

ホームエネルギーレポートによる行動・意識の変化 省エネルギー行動の実施状況



- 提示アドバイスの行動実施率は「冬はカーテンで冷気を遮断する」「炎が鍋底からはみ出ないようにする」といった、実施コストの低い行動の実施度向上が確認できる。



省エネ行動実施率

※介入群はスタンダード版と日本版の合計

※省エネ行動実施率は項目によって調査地域が異なるため、nが異なる。© 2020 Jyukankyo Research Institute Inc.

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

(エネルギーの使用の量の把握)

第 18 条 **県民は**、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握に努めるものとする。



2050年カーボンニュートラルにむけ、県民の皆様の行動変容・ライフスタイル転換を後押し

- ・ 省エネ行動によるCO2排出削減量を見える化するWebサイトを開設し、県民のエネルギー使用量の把握を行うきっかけ作り

<その他>

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

(生活様式等の転換)

第 15 条 **県民は**、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その家庭生活において自らが利用するエネルギーの使用量を把握するとともに、徹底したエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用により、温室効果ガスの排出量がより少ない生活様式の確立に努めるものとする。

2 ～略～

滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

(エネルギー使用量の把握)

第 28 条 **県民は**、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用量を把握するよう努めなければならない。

- 近年の急激な気候変動に対して、対策を一層進めるためには、**府の取組推進とともに、府民一人ひとりの府民運動的な機運醸成と取組推進が必要**。
- そのためには、気候変動問題や省エネ・再エネに府民一人ひとりが関心を持つことによって、脱炭素意識の向上や行動変容を促し、そうした一人ひとりの意識の向上等が多くの府民に波及し大きなうねりとなることで、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた社会の変革・機運醸成に繋げていく。

気候変動に関する府による情報発信を通じたきっかけ作り

気候変動問題に対する意識醸成
(地球温暖化・異常気象の増加・生態系への影響等)

府民

その先の行動に移すための
支援を府が実施

府民によるエネルギー使用量の把握を通じたきっかけ作り

省エネ・再エネに対する意識醸成
(省エネの重要性・再エネ活用の有効性等)

- 条例では総則的な規定と、その下の個別行為に関連する努力義務を多数規定
- 行動のきっかけとなる、より広く、多くの府民が対象となる努力義務を追加

	事業者	府民	観光旅行者
総則：温暖化対策の実施・府への協力	責務（4）	責務（5）	責務（6）

●：義務 ○：努力義務 （ ）：条項

	事業者	府民	観光旅行者
温室効果ガスの排出状況把握	●（15）	○（エネ使用量把握）	—
環境マネジメントシステムの導入	○（16-1）		
環境情報の公表	○（17）		
GHG削減計画の作成	●（18-1：特定事業者）	—	—
建築物に係る地球温暖化対策	●（22-1：特定建築主）	—	—
建築物等の緑化	○（27-1） ●（28：特定緑化建築主）	○（27-1）	—
公共交通機関・自転車の利用	○（33-1）	○（33-1）	○（33-1）
エコドライブ	○（33-2）	○（33-2）	○（33-2）

温室効果ガス排出量の把握は難しいが、使用しているエネルギー（電気やガス等）については、明細等による把握が可能

●：義務 ○：努力義務（ ）：条項

	事業者	府民	観光旅行者
アイドリングストップ	●（34）	●（34）	—
電気自動車等の購入	○（37-1）	○（37-1）	—
再配達削減	○（40-2）	○（40-2）	—
省エネ機器等の優先使用	○（41-1）	○（41-1）	—
電気機器等・水道水の適切使用	○（41-2）	○（41-2）	—
再エネ優先利用	○（44）	○（44）	—
環境物品等の購入等	○（48-1）	○（48-1）	—
廃棄物の発生抑制等	○（49-1）	○（49-1）	○（49-1）
冷媒用代替フロンなどの適切な管理	○（49の3-1）	—	—
森林の保全・整備、府内産木材利用	○（50）	○（50）	—
気候変動適応に関する 情報収集・知識及び技能の習得	○（51-2）	○（51-2）	—
国際協力の推進	○（54）	○（54）	—

エネルギー使用量の把握に対する府の支援

- エネルギー使用量の把握のためのツール提供
（京都府版環境家計簿、脱炭素行動アプリ など）
- エネルギー使用量や消費量の削減につながる手法の啓発
（省エネ家電への買替、クールビズ・ウォームビズの実施、食品ロスの削減 など）
- 生活の質の向上に繋がる情報提供
（住宅の断熱化、太陽光発電設備・蓄電池の導入、積極的な公共交通・自転車・徒歩移動 など）

我慢を強いるのではなく、
健康にも、家計にも、
地球にも優しい省エネを！

脱炭素行動に対する府の支援等 R7年度脱炭素社会推進課予算約13億円

令和6年度に環境省の地域脱炭素推進交付金（重点対策加速化事業）（5箇年合計約12.6億円、R6～R10）を受け、府民の太陽光発電設備と蓄電池の導入等を支援。今後も国予算も活用しながら、府民の脱炭素行動の幅広い支援を実施。

省エネ

- 住宅の断熱化（改修）
- ZEH住宅の新築・購入
- エコキュート、エネファーム 導入
- 省エネ・節電相談 等

再エネ

- 太陽光発電＋蓄電池の導入（市町村連携）
- ゼロ円ソーラー、太陽光発電設備等共同購入
- 京都再エネコンシェルジュによる 再エネ導入相談支援
- ZEH住宅の新築・購入 等

- 府民の対象にした様々な取組を実施しているものの、予算額や補助件数を考慮すると一つ一つの取組による削減量への貢献度は低い。
- インセンティブに関わらず府民ひとり一人が脱炭素行動を行ってもらえるよう、**環境問題を自分事として捉えていただく取組**や**具体的な行動をはじめるきっかけとなる取組**が必要

府民の多様なニーズに対応した取組を実施しているが、施策展開には限界があるため、府民の行動変容促進が重要

注：数字は取組実施年度（○：平成、●：令和）

- | | | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|--|--|
| ● 宅配ボックス導入支援 ^⑳ | ● 0円ソーラー導入支援事業（※） ^③ ～ | ● 家庭向け太陽光・蓄電池導入支援 ^㉔ ～ | ● ZEH住宅建築補助 ^⑤ ～ |
| ● 脱炭素行動アプリ（SPOBY等） ^⑦ ～ | ● 再エネ電力共同購入（EE電） ^{②③④} | ● 太陽光発電設備等共同購入事業 ^④ ～ | ● エコキュート、エネファーム導入支援（太陽光と同時設置のみ） ^⑥ ～ |
| ● 温暖化防止活動推進員 ^⑮ ～ | ● 省エネ家電購入支援（ ^{②③⑥} ） | ● スマートエコハウス促進融資（太陽光、V2H、断熱改修など） ^㉓ ～ | |
| ● WE DO KYOTO！ユースサポーター ^㉑ ～ | ● 環境フェスティバル ^② ～ | ● CO2ゼロチャレンジ（小学生） ^㉒ ～ | ● 京都地球環境の殿堂 ^㉑ ～ |

費用（1件当たりの直近の補助額、予算額、府民の負担額等）

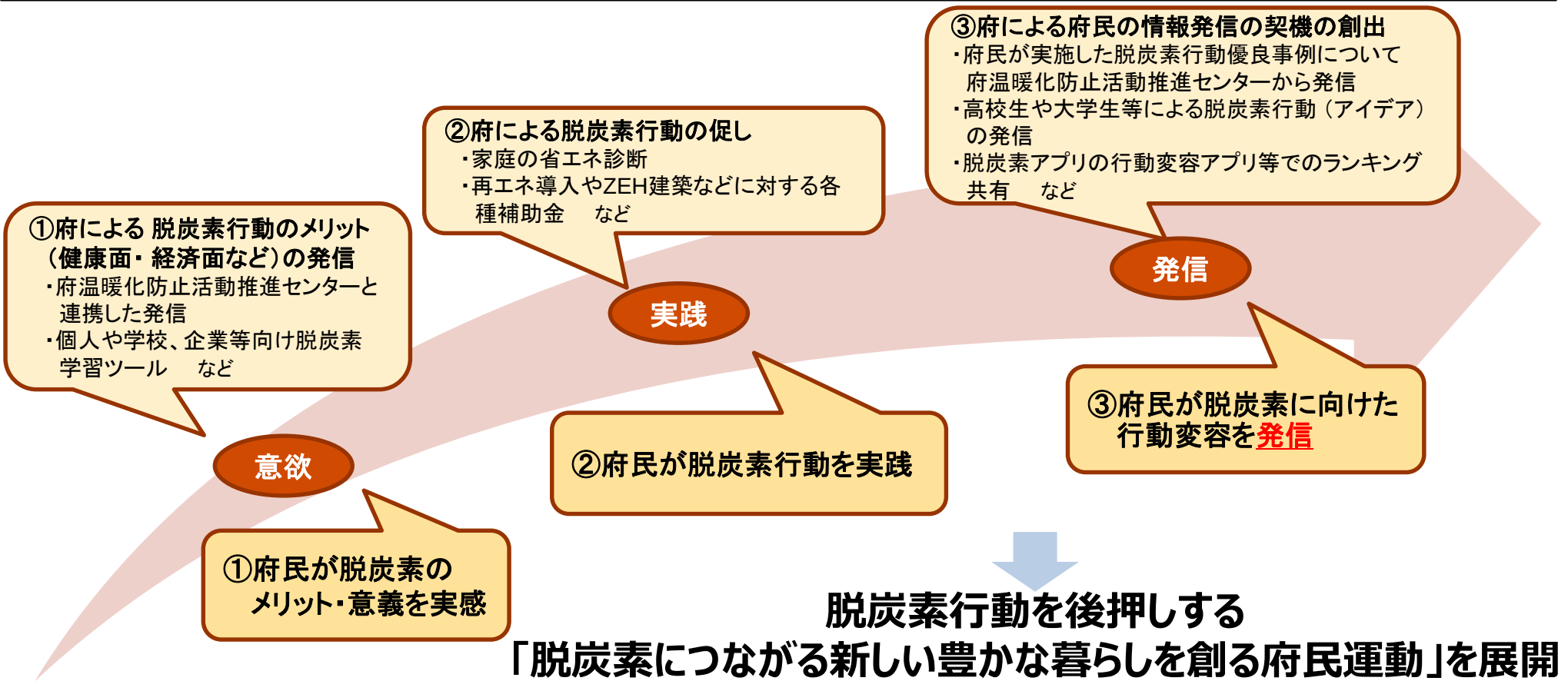
※初期費用の割安感のため

- 府民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や脱炭素行動を促し、衣食住・移動・買物など、生活全般にわたる将来の暮らしの全体像を提案
- 脱炭素社会にふさわしい社会経済システムへの変革やライフスタイル転換を促進し、断熱リフォーム等の住宅の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等の経済的メリットや快適性向上などを周知しながら後押しし、まずは、2030年度までに温室効果ガス排出量46%以上削減の達成に貢献することを目指す
- 各家庭におけるエネルギーの使用状況や個人の脱炭素行動による二酸化炭素排出削減量の見える化により、個々のライフスタイルに合わせたきめ細やかな省CO2対策の情報発信や提案など、（仮称）WE DO KYOTO！ Plus（府民運動）の取組等実施していく



府民（家庭部門）の排出量削減と質の高い暮らしの同時実現

- 府民の日常生活におけるエネルギー使用量把握の努力義務などをきっかけに、脱炭素意識を高めたとしても、**「どう行動すればよいのか情報が不足している」と思っている府民に対しては、具体的な行動への後押しが必要。**
- 府の後押しにより府民が脱炭素行動を実践し、またこれらの行動が豊かな暮らしにつながることを府民が実感・発信することにより、どのように行動を起こせばよいかわからない層や関心のない層への実践例につながることで、**新たな実践のきっかけに。**
- **この動きが大きくなることで、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る府民運動」へ。**



- 府民の日常生活におけるエネルギー使用量の把握を通じて、①ライフスタイル変革のための府民の意欲向上、②脱炭素行動の実践、③行動変容の発信等の取組を、脱炭素行動への実践を図る府民運動「（仮称）WE DO KYOTO! Plus」として一体的に推進し、家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現。

①府民が脱炭素のメリット・意義を実感

- ▶現在の一般的に利用できるツール
- ・省エネポータルサイト（エネ庁）
- ▶京都府のこれまでの取組
- ・京都府地球温暖化防止活動推進センターによる発信
- ・ZEH・断熱リフォームの配付
- ・建築士による新築時の再エネ導入に関する情報提供義務
- ・ZEH住宅体験会
- ▶京都府のこれからの取組
- ・個人や学校、企業等向け脱炭素学習ツール作成
- ・脱炭素行動変容アプリを契機とした意識の向上
- 住宅の環境性能向上による負担軽減や災害時のエネルギー確保、熱中症対策等による**生活の質の向上を訴求**

③府民が脱炭素に向けた行動変容を発信

- ▶京都府のこれからの取組
- ・環境家計簿、脱炭素行動変容アプリ等でのランキング共有、排出量に応じたロゴマーク提供
- ・高校生・大学生等による行動変容に向けた未来への提言・アイデアの発信
- ・企業・大学・研究機関等との連携による未来への提言の実現に向けた取組の推進
- 学生等を巻き込んだ**行動変容の発信、府民・事業者の機運醸成による更なる取組拡大へ**



②府民が脱炭素行動を実践

- ▶現在の一般的に利用できるツール
- ・検針票、電気代・ガス代から把握
- ・HEMS(ヘムス)、スマートメーターの設置
- ・住宅省エネ2025キャンペーン（国交省、経産省、環境省）
- ▶京都府のこれまでの取組
- ・インターネット環境家計簿
- ・家庭の省エネ診断
- ・省エネ家電購入キャンペーン
- ・ZEH補助金、再エネ補助金、スマート・エコハウス促進融資
- ・エコドライブコンテスト
- ▶京都府のこれからの取組
- ・補助金等との連携や内容見直し等の実施により、**環境家計簿等の更なる活用を推進**
- ・脱炭素行動変容アプリと連携した行動促進
- ・京都府地球温暖化防止活動推進員・再エネコンシェルジュ等専門家によるデコ活相談支援
- ・CFP算定製品を通じた府民への環境教育、環境配慮商品の選択肢提供
- ツールでエネルギー使用量等を把握するとともに、脱炭素行動アプリ等による**インセンティブ付与**、専門家により**脱炭素行動のパッケージ支援**

府民（家庭部門）の排出量削減と質の高い暮らしの同時実現

- 脱炭素行動の実践は、我慢を伴うものではなく、住宅の環境性能向上による負担軽減や災害時のエネルギー確保、熱中症対策等に資するものを選択いただくことで、**生活の質の向上を訴求**



大規模事業者

- 排出量削減計画・報告・公表制度
 - ・ 特定事業者における排出量削減計画・報告（条例事項）
 - ・ 環境マネジメントシステム導入の報告（条例事項）
 - ・ 再生可能エネルギー導入の報告（再エネ条例事項）

第5計画期間（R5～7）

部門	事業者数	基準年度排出量(万t-CO ₂)
産業	110	189.8
業務	107	151.4

- 排出削減量取引制度
 - ・ 中小企業におけるクレジット創出と大企業における購入によるオフセット
- 事業者向け脱炭素行動促進事業
 - ・ 条例の義務量を超えて太陽光発電設備を設置する事業者に対する補助
- サプライチェーン脱炭素化支援事業
 - ・ 大企業等とサプライヤーが連携した脱炭素化の取組を支援

中小規模事業者

- 金融機関等と連携した地域脱炭素・京都コンソーシアム
- 京都ゼロカーボン・フレームワーク
- ZEBアドバイザー派遣
- 省エネ設備・再エネ・蓄電池等補助
- EMS・省エネ診断事業

R6年度末
組成件数

部門	事業者数
産業	94
業務	33

R6
年度実績

部門	事業者数
産業	27
業務	8

- 京都府では、地域温暖化対策を中間支援組織（中核的支援組織）として、地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項の規定により京都府地球温暖化防止活動推進センターを指定するとともに、センターが、事業者、府民及び環境保全活動団体の積極的な取組を促進する役割を果たすことができるよう、府が支援に努めることとなっている。（温対条例第56条）
- 府民を巻き込んだ取組を拡大していくためにも、より一層、**中間支援組織との連携を強化**していくとともに、**中間支援組織の取組強化**していく必要がある。

主な連携状況

- 地球温暖化防止活動推進員
- 夏休みCO₂ゼロチャレンジ！
- 京都再エネコンシェルジュ
- 京都再エネポータル
- 京都府インターネット版環境家計簿
- 省エネ・節電相談
- ZEH補助金（京都府住宅脱炭素化促進事業補助金）



今後の方向性

- 中間支援組織（京都府地球温暖化防止活動推進センター）による**コーディネーターの役割や普及啓発活動等を強化**
- **中間支援組織と多様な主体との更なる連携**の推進
- 以上の取組のための**府の支援の強化**

